

実施内容	高濃度注射用カリウム製剤の投与
対象患者	当院で治療を受ける患者さんで、低カリウム血症を呈した患者さん
目的・概要	低カリウム血症の治療には、カリウム製剤を投与します。軽度の低カリウム血症であれば内服薬で治療しますが、重篤な低カリウム血症や内服が困難な場合には注射用製剤が使用されます。 注射用カリウム製剤を急速投与すると不整脈や心停止を起こす恐れがあります。そのため注射用カリウム製剤の添付文書には、「40mEq/L 以下に希釈すること」、「投与速度は 20mEq/時を超えないこと」、「投与量は 1 日 100mEq を超えないこと」と規定されています。しかし基礎疾患等で輸液量の制限が必要な患者さんの場合、「40mEq/L 以下に希釈すること」が困難なため、規定より高濃度で投与することがあります。
想定される不利益	・誤って急速投与すると不整脈や心停止を起こすことがあります（誤って急速投与しないように下記、注意点を厳守します）。 ・高濃度で投与すると血管に痛みが生じる可能性があります（痛みが生じないように太い血管から投与します）。
実施上の注意点	・使用は重症病棟群（ICU1、ICU2、HCU、ER・外傷センター、MFICU）に限定します。 ・モニター監視、頻回の血清カリウム値の検査等、厳格な管理をおこないます。 ・シリンジポンプを使用して投与します。 ・太い血管（中心静脈カテーテル、末梢挿入型中心静脈カテーテル、臍カテーテル）からの投与に限ります。 ・投与方法は院内で作成した「静注用カリウム製剤投与マニュアル」に準じて慎重に投与します。
治療費について	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。国の副作用被害救済制度の対象にはならない場合がありますのでご了承下さい。
問い合わせ先	本治療について拒否をされる場合やご質問がある場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡下さい。 地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター 医療安全管理部、病院長 電話 06-6929-1221（代表）